

○ 柏市低入札価格調査会要領

制定 平成 7 年 1 2 月 1 5 日

施行 平成 7 年 1 2 月 1 5 日

(設置)

第 1 条 柏市財務規則（昭和 5 9 年柏市規則第 4 号）第 1 3 3 条第 2 項に規定する入札に関し，その価格の適正化を図るため，低入札価格調査会（以下「調査会」という。）を設置する。

(調査対象)

第 2 条 低入札価格調査の対象案件は，工事，修繕工事，製造その他の請負の契約に係る入札のうち，税込み予定価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む金額をいう。以下同じ。）が 2 億円以上のもの，税込み予定価格が 5, 0 0 0 万円以上 2 億円未満であって，入札参加条件（特定建設工事共同企業体に発注する場合にあっては，代表者又は構成員の入札参加条件）を本店が柏市内にあることとしていないもの又は総合評価落札方式により入札を行うもの（以下「対象工事等」という。）とする。

(所掌事務)

第 3 条 調査会は，2 億円以上の対象工事若しくは 5, 0 0 0 万円以上 2 億円未満の対象工事において最低の価格で応札した者又は総合評価落札方式の対象工事において最も高い評定値で応札した者による入札額が，低入札価格調査の基準となる額（以下「低入札価格調査基準額」という。）を下回った場合には，別に定める項目を調査し，当該価格が不相当であると認めるときは落札者とししない旨を決定するものとする。

2 低入札価格調査基準額は，次のいずれかにより算出するものとする。

(1) 対象工事等のうち，工事，修繕工事にあつては柏市契約事務要領第 1 3 条の 4 の規定によるものとする。

(2) 対象工事等のうち，前項に該当しない請負においては，取引の実例価格，需要の状況，履行の難易，数量の多少等を考慮し案件ごとに定めた額

(構成)

第4条 調査会の委員は、次条に定める委員長のほか、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 技術管理課長
- (2) 財政部次長
- (3) 契約課長
- (4) 工事等の発注課長
- (5) 工事等の設計及び監督の担当課長

(組織)

第4条の2 調査会に委員長を置き、委員長は財政部長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、調査会を代表する。
- 3 委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、財政部次長（財政部次長が欠けたとき又は事故あるときは、契約課長）がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 調査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 調査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会議に出席できない委員（委員長を除く。）は、当該調査事項について書面をもって表決し、又は他の者を代理人として表決を委任することができる。この場合における前2項の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。
- 5 調査会は、必要があるときは、関係職員及び関係者の出席を求めてその意見を聞くことができる。

(審議事項)

第5条の2 低入札価格調査基準額を下回る金額で入札した者（ただし、柏市契約事務取扱要領第13条の5に規定する低入札価格調査失格基準額を下回る金額で入札した者を除く。）の入札金額の調査に当たっては、次の各号に該当する場合はその者の入札を無効とし、落札者の決定をするものとする。

- (1) 低入札価格調査時に提出を義務付ける回答書等の資料の提出を拒否した場合
- (2) 入札時に提出した内訳書と低入札価格調査時に提出を義務付ける回答書に含まれる詳細な内訳書（以下「低入調査時の内訳書」という。）の各項目の金額が異なる場合
- (3) 低入調査時の内訳書の各項目について、次に該当する場合
 - ア 必要な経費が盛り込まれていない場合
 - イ 下請業者や資材等の納品業者からの見積書の金額と整合性がない場合
 - ウ 社内留保金等から充当することを前提として、必要となる経費を計上していない又は過少に計上しており、低入札価格調査の対象となっている案件のみで検証すると、赤字の受注と判断される場合
 - エ 予定価格の内訳に対し、直接工事費 75 パーセント・共同仮設費 70 パーセント・現場管理費 70 パーセント・一般管理費 30 パーセント（諸経費として一括して計上する場合にあっては、45 パーセント）のいずれかを下回る者で、その合理的な理由が説明できない場合

（報告）

第 6 条 調査会の結果は、市長に報告するものとする。

（庶務）

第 7 条 調査会の庶務は、財政部契約課において処理する。

（準用）

第 8 条 前各条の規定は、随意契約について準用する。この場合において、「低入札価格調査会」は「低見積価格調査会」と読み替えるものとする。

（補則）

第 9 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 7 年 12 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は，平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成14年9月2日から施行する。

附 則

この要領は，平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成18年9月5日から施行する。

附 則

この要領は，平成19年1月31日から施行する。

附 則

この要領は，平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成20年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は，平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条の規定は，平成21年10月1日以後に公告される入札について適用し，同日前に公告された入札については，なお，従前の例による。

附 則

この要領は，平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条の規定は、平成22年11月1日以後に公告される入札について適用し、同日前に公告された入札については、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条の規定は、平成25年7月1日以後に公告される入札について適用し、同日前に公告された入札については、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。